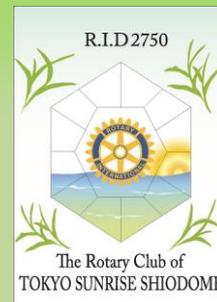


◆ WEEKLY REPORT ◆



R.I.会長 イアン・ライズリー

R.I.D.2750 Chiyoda & Pacific
Basin Group
The Rotary Club of
TOKYO SUNRISE SHIODOME



2017-18年度 会長 山本教夫
クラブテーマ「ロータリーの楽しさを見つけよう」

No.138 25. Jan. 2018 発行

第133回 例会

【日時】2018年1月18日(木) 12:30~13:30 【例会場】ロイヤルパークホテル ザ 汐留
【例会出席】会員数 15名 名誉会員2名 【出席者】11名 ビジター 1名 ゲスト 0名
【出席率】64.7%
【ニコニコBOX】¥ 8,000— ≪今年度累計≫ ¥ 210,930—

≪プログラム≫

- ◇ 開会点鐘
- ◇ 斉唱:「奉仕の理想」
- ◇ 会長挨拶
新年あけて周りもどンドン動いてきたという実感が有ります。先週お話ししたガバナー月信と同時に配信された奉仕のかわら版にも植樹のお願いが載りました。情報がございましたら報告いただけたらと思います。
司 会: 工藤至善会員
山本教夫会長
梅澤武男ソングリーダー
山本教夫会長
- ◇ 幹事報告
ガバナー月信に先月のチャリティーソートが載っていますのでご覧ください。毎回の雑学を。ちょっとネタが尽きてきましたが、スカイツリーの高さですが、作った時は634mでしたが、現在は60cm縮んでしまいました。3.11で地盤沈下が起きたためだそうです。それから「レディーファースト」という言葉が有りますが、この起源は騎士が私服の時にいきなり部屋に入って殺される可能性を懸念して、女性を先に入らせるようにしたのという事だそうです。
立堀佳男幹事
- ◇ 出席報告
鹿島孝夫会員
- ◇ ゲスト・ビジター紹介
上野守生様(東京日本橋RC):こちらには昨年にの一度お邪魔させて頂いたことが有ります。いつも少数精鋭でやっていらっしゃるという印象を受けました。また今後とも宜しくお願い致します。
- ◇ ニコニコボックス発表(敬称略)
湯川愛里会員
山本教夫:年末から準備していた資料を提出できて一安心。ところが更に資料の要求が!探し出さないと。
立堀佳男:来週25日から、また沖縄へ行って来ます。半分仕事で半分遊びです。飲みっぱなしになりそうです。
梅澤武男:山本会長、東京湾クルーズお疲れ様でした。3/4 ポリオ撲滅チャリティーパーティーよろしくお願います。
湯川愛里:今日は朝から孫娘の幼稚園入園ガイダンスで、妻と下の孫のベビーシッターに駆り出されて今はエネルギー完全放出状態です。
熊谷行裕:先日、社員が二人同時にインフルエンザにかかり、慌てて予防注射しようと医者に電話したら今年はまだワクチンが無いとのこと。遅かった~。ところで地震情報です。中国地方の大きいものは後1~2日の可能性。また、関東に1つ来そうです。こちらが大きいかどうか?意見が分かれています。とりあえず、皆様ご注意ください。
山本直道:今日は卓話担当です。気軽にお聞きいただければと思います。

◆ 会長: 山本教夫 ◆ 幹事: 立堀佳男 ◆ 副会長: 愛知とし子【発行責任者】山本教夫
【創立】2014年10月15日 【例会日】毎週木曜日 12:30~13:30 【例会場】ロイヤルパークホテルザ汐留
〒160-0022 東京都新宿区新宿 6-18-3 (南エルーテ内) / TEL:03-6380-5798 / FAX:03-6273-1196
【URL】<http://suns-rc.org/> 【E-mail】office@suns-rc.org

◇ 卓話 『意外と知らない相続の基礎知識』

山本直道会員

今回は自分で話してみようと思い、皆さんに関心のある内容は何かと考えたところ、相続についてのお話をさせて頂こうと思いました。

相続の全体像は、誰が何をどのような割合で受けるのか、要するに相続人の確定、相続する財産、相続分の確定の確定という事です。まず「相続放棄」という言葉を聞いた事はあるでしょうか。相続は包括承継といって資産も負債もそっくり受け継がれるので、負債の方が多いと大変ですよね。そのようなケースが放棄の典型例です。次に代襲相続。法定相続人が先に死亡してしまった場合、その直系卑属が相続人になります。他に2パターンあります。ひとつは相続欠格。被相続人や自分より高い順位の相続人を殺人・殺人未遂をして処分を受けたり、遺言を脅して無理やり書かせたなどのケースです。これらは当然、相続人から除外されます。もうひとつは相続人の廃除。被相続人をひどく侮辱したとか虐待したような人物を相続人にさせない制度です。但し、相続欠格と違ってこれは家庭裁判所に手続きが必要になります。相続廃除は生前もできますし、遺言によっても出来ます。忘れていけないのは、相続欠格も相続廃除も、その子供は代襲相続人になる点です。子供には罪はないからとご理解ください。この点、始めから相続人でなかったことになる相続放棄と違います。

次は相続分についてですが、遺言が無い場合は、法定相続分によります。これは民法に規定があり皆さんもある程度ご存知かと思えます。法定相続分が遺言以外で変動し得る原因として「相続分の放棄」や「相続分の譲渡」というものがあります。なお、遺言をすれば法定相続分と異なる定めを出来るのですが、遺留分という相続人固有の最低限の権利部分までは侵害することは出来ません。そして今日は「特別受益」について覚えて下さい。いわゆる生前にしたまとまった贈与です。相続財産に特別受益を加算したものが全相続財産なり、相続の前取りとして扱われるのです。そのような扱いを避けたいのであれば、「持戻し免除の意思表示」をしておいて下さい。これを知らずに遺言を作ると、遺言者の意図通りにならなくなってしまいかねません。もう時間がなくなってしまいましたので、ちょっと中途半端になってしまいますが、何かのお役に立てていただければと思います。

◇ 講評

山本教夫会長

直道先生、有難うございました。知識上では論理的には決まるのですが、特に人の感情が関わるとそうはいかないでしょうから、直道先生のような方が活躍されるのだと思います。

◇ 閉会の点鐘

山本教夫会長



山本教夫会長



立堀佳男幹事



湯川愛里会員



上野守男様



山本直道会員



《今後の主な行事予定》

- ◇ 2月26, 27日 地区大会

《今後の例会スケジュール》

- ◇ 2月 1日 12:30~13:30
- ◇ 2月 8日 12:30~13:30
- ◇ 2月15日 休会